



妊産婦の出産時等における安全・安心な移動支援のため、平成25年、大津市域において「ゆりかごタクシー」の運行をスタートし、平成27年には全県に拡大。平成30年4月には事前利用登録者数がのべ1万人を突破。県下一丸となったタクシーによる妊産婦移動支援の取組は全国初。

（取組の概要）

1. 多様な主体の実質的参画

- **1人の妊婦の声から**、「妊産婦さんのタクシー利用に関する検討会」が発足。検討会には、産科婦人科医会等の医療関係者、地方自治体（福祉担当部局、交通担当部局）、消防局、国など **多数の関係者が参画**。

2. 創意工夫

(1) 官民一体となった県下一丸での取組

- **全国で初めて** 個社単位ではなく **全県で官民一体** となった取組を推進。個社単位で同様の取組は見られるものの、比較的経営体力のある事業者に限定される傾向。タクシー協会が傘下事業者をとりまとめ、関係団体と連携することで **小規模事業者でも対応が可能な体制を構築**。

(2) 関係団体の役割分担

- 各関係団体の役割分担を以下のとおり明確にし、**立場の異なる組織が、組織の垣根を越えて関係者が目標・成果を共有**した上で、お互いの強みを活かした社会的課題の解決に向けた取組を効果的に行う「**コレクティブ・インパクト**」を実現。

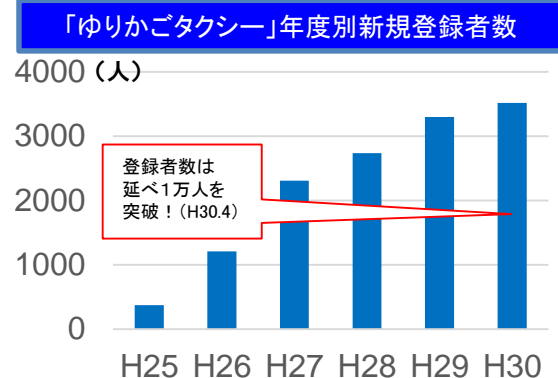
- ✓ NPO法人：利用者に対する装備品の販売
- ✓ タクシー協会：サービスの普及・傘下事業者のとりまとめ
- ✓ 医療関係者：利用者へのタクシー利用の指示・研修制度における講師
- ✓ 行政：利用者への広報啓発

(3) 妊産婦の不安解消への取り組み

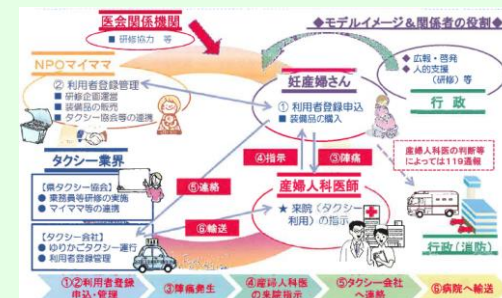
- 妊産婦にアンケートを実施し、妊産婦がタクシーを利用することへの不安やニーズを把握した上で、医療関係者によるタクシードライバーへの研修制度を確立。**妊産婦の不安解消を可能とする制度設計を実現**。

3. 自立性・継続性

- 事前利用登録者数は平成30年4月には **のべ1万人を突破**。月ごとの登録者数は近年は月300人前後と高い水準で推移し、平成30年度の登録者数は **県内出生数の40%** に到達。
- 病院等に来院した妊婦に対し、助産師や看護師が「ゆりかごタクシー」の制度を紹介したり、タクシー協会が作成した案内リーフレットを病院内に設置するなど、積極的な周知活動により、精度の高い認知を達成。
- 初年度以降は行政からの **費用負担を受けず運用を実施**し、行政に頼らない制度設計を構築。



利用者向けリーフレット



「ゆりかごタクシー」実施体制
～横のつながりを生かした仕組み～



出発式